令和７年度　第１回

角田市地域公共交通活性化協議会

日時：令和７年８月１日（金）午後７時から
場所：角田市役所３０１会議室

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ
　　会長　角田市長　黒須　貫

３　委員紹介

４　議　　事

(1) 議案第１号　令和６年度事業報告について

(2) 議案第２号　令和６年度決算報告について

(3) 議案第３号　令和７年度事業計画（案）について

(4) 議案第４号　令和７年度予算（案）について

５　その他

６　閉　会

角田市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	委員名	所属	職名	出欠	構成区分（規約）
1	黒須　貫	角田市	市長	○	市長
2	大木　文芳	伊具タクシー㈲	代表取締役社長	○ （代理：大木文弥）	一般旅客自動車運送事業者
3	草間　純一	㈲草間タクシー	代表取締役社長	○	一般旅客自動車運送事業者 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
4	遠藤　竜太郎	東北アクセス㈱	代表取締役	○	一般旅客自動車運送事業者
5	佐藤　孝一	行政区長代表 （隈東）	角田市行政区長連絡協議会副会長 （枝野 4 区行政区長）	欠	市民及び利用者の代表
6	根元　三安夫	行政区長代表 （隈西）	角田市行政区長連絡協議会副会長 （桜 8 区行政区長）	○	市民及び利用者の代表
7	関澤　京子	宮城運輸支局 輸送監査部門	首席運輸企画専門官	○	国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
8	千葉　亨	阿武隈急行㈱	総務営業部長	欠	鉄道事業者
9	笹田　歩	大河原土木事務所	総括技術次長	欠	道路管理者が指名する者
10	鳥谷部　直輝	角田警察署	交通課長	○	角田警察署長が指名する者
11	加藤　結子	宮城県企画部 地域交通政策課	主事	○	宮城県企画部長が指名する者
12	徳永　幸之	公立大学法人 宮城大学	特任教授	○	学識経験を有する者
13	森山　旭	社会福祉法人 角田市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	○	会長が協議会の運営上必要と認めた者
14	毒島　弘美	角田市医師会	事務長	欠	会長が協議会の運営上必要と認めた者（医療機関代表）
15	笹森　裕市	角田市商工会	副会長	○	会長が協議会の運営上必要と認めた者
16	小島　きぬ子	角田市民生委員児童委員協議会	金津地区会長	○	会長が協議会の運営上必要と認めた者
17	大槻　信一	角田市	総務部長	○	会長が協議会の運営上必

					要と認めた者
18	泉　洋子	角田市	市民福祉部長兼 社会福祉事務所長	○	会長が協議会の運営上必要と認めた者
19	太田　正則	角田市	産業建設部長	○	会長が協議会の運営上必要と認めた者
20	齋藤　修	角田市	教育委員会教育次長 兼教育総務課長	欠	会長が協議会の運営上必要と認めた者

※赤字は、令和７年度からの委員

議案第１号

令和６年度　角田市地域公共交通活性化協議会　事業報告

【協議会開催】

◆設立総会兼第１回協議会　令和６年５月２日開催

・役員の選出について

・令和６年度事業計画（案）について

・令和６年度収支予算（案）について

◆第２回協議会　令和７年３月２４日開催

・角田市地域公共交通計画の策定について

・角田市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

【委託事業】

◆角田市地域公共交通計画に係る基礎データ整理等業務・・・・・・・・別添資料

■実施目的

令和７年度に予定する「地域公共交通計画」策定に向けて、地域の人口・生活圏等の特性と公共交通の現状を把握・整理し、課題抽出や施策検討の基礎資料を整えることを目的に実施。

■業務報告の要点

１．地域特性の整理

・人口分布（高齢化率、集落ごとの人口動向）

・公共施設、医療・福祉施設、商業施設などの主要目的地の位置関係

２．公共交通の実態整理

・公共交通（阿武隈急行線、デマンド型乗合タクシー、市内循環バス等）の運行概要

・利用実態の整理

議案第２号

令和６年度　角田市地域公共交通活性化協議会　決算書

収入決算額	1,390,582	円
支出決算額	1,156,227	円
差 引 残 額	234,355	円

１　収入　（単位：円）

項目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	摘要
１　負担金	1,390,000	1,390,000	0	角田市より
２　雑入	0	582	582	利息
合計	1,390,000	1,390,582	582	

２　支出　（単位：円）

項目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	摘要
１　会議費	107,000	64,830	△42,170	協議会委員報償費ほか
２　事務費	37,000	13,397	△23,603	振込手数料ほか
３　事業費	1,236,000	1,078,000	△158,000	事前調査業務委託料
４　予備費	10,000	0	△10,000	
合計	1,390,000	1,156,227	△233,773	

収入支出差引残額　234,355 円　は翌年度へ繰り越すものとする。

監 査 報 告 書

令和６年度収支決算について、令和７年７月２２日に角田市社会福祉協議会において監査を行った結果、会計帳簿及び証拠書類の計数に誤りがなく正確であり、適正に事務処理されていることを認めます。

令和７年 ８月 １日

監　　事　森山　旭　㊞

監　　事　小島きぬ子　㊞

議案第３号

令和７年度　角田市地域公共交通活性化協議会　事業計画（案）

【協議会開催】

◆第１回協議会　令和７年８月１日開催
・令和６年度　事業報告及び決算報告について
・令和７年度　事業計画（案）予算（案）について

◆第２回協議会　令和７年１１月中旬頃予定
●角田市地域公共交通計画の策定について
・各種調査結果および公共交通に係る課題について（仮）

◆第３回協議会　令和８年１月下旬頃予定
●角田市地域公共交通計画の策定について
・計画の素案について（仮）

◆第４回協議会　令和８年３月中旬頃予定
●角田市地域公共交通計画の策定について
・計画の承認について（仮）

【委託事業】

◆角田市地域公共交通計画策定支援業務委託
・委託期間：予算承認後から令和８年３月末まで
※計画の詳細については、次ページ以降で説明いたします。

議案第３号関係

角田市地域公共交通計画の策定について

①地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」 第５条おいて、策定が努力義務として規定されている法定計画であり、地域における移動手段を維持・確保するために住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランである。

②本計画を策定する目的

本市の公共交通機関は、民間タクシー、鉄道（阿武隈急行線）、デマンド型乗合タクシーとなっており、阿武隈急行線は度重なる自然災害や新型コロナウイルスの蔓延による鉄道離れから危機的な経営状況にあり、沿線自治体が支援をしている状況である。また、デマンド型乗合タクシーは、人口減少や免許保有率の上昇による利用者数の減少していることから、本市を取り巻く公共交通の状況は日々変化しており、地域の実情に合わせた効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。

以上のことから、行政だけではなく、交通事業者・各種団体・住民が一体となって持続可能な交通モードの検討・形成・維持ができる体制を構築することを目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第５条に基づき、本市の地域公共交通施策のマスタープランとなる、「角田市地域公共交通計画」を策定する。

③本計画の内容

・策定時期　令和７年度中の策定を目標とする。

・計画期間　令和８年度から令和１３年度の６年間とする。

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
第６次長総（前期）			第６次長期総合計画（後期）					再編検討
		角田市地域公共交通計画						

角田市地域公共交通計画策定支援業務の進め方について

1．目的

本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条に基づき、令和 7 年度に地域公共交通のマスタープランとなる「角田市地域公共交通計画」の策定を予定している。

昨年度は、計画策定に向けて地域公共交通に係る基礎的な情報の収集及び整理を行ってきたところである。本年度は昨年度の整理内容や実施予定の各種調査の結果をもとに、本市の公共交通に係る課題を明らかにした上で基本方針・基本目標・実施する施策等を検討しつつ「角田市地域公共交通計画」の取りまとめを行うことを目的とする。

2．事業内容

以下の内容に沿って業務を進めることとし、関係主体等と協議しつつ、計画を取りまとめる。

（１）上位計画・関連計画の整理

市の上位計画・関連計画に記載される公共交通の役割や広域計画（県地域公共交通計画等）に記載が予定される公共交通政策との関係を整理する。

（２）各種調査の実施

市民の日常における移動や公共交通の利用実態等の把握や、公共交通の運行を担う事業者・庁内関係課等の意向の把握等を目的として、下記の調査を実施する。

①市民アンケート調査
②高校生アンケート調査
③ラビットくん登録者アンケート調査
④民生委員ヒアリング調査
⑤交通事業者ヒアリング調査
⑥庁内関係課ヒアリング調査

（３）公共交通の問題点・課題点の整理

昨年度成果や各種調査により得られた結果を組み合わせ、本市の公共交通における現状・問題点等を踏まえた上で課題を明らかにする。

（４）課題を踏まえた基本方針等の検討

上位計画で示される基本理念や都市像の実現へ向け、本市公共交通の基本方針・基本目標及び達成状況を確認するための目標指標を設定する。

（５）具体施策の検討

関係主体との個別協議の場等を活用しながら、計画を“絵にかいた餅”としないよう合意形成を図り、さらに本市の特色等を加味し 6 年間で実施する具体施策として取りまとめる。

（６）具体施策の事業化策の検討

施策の実行性を高めるため、実施スケジュールや実施主体等の整理を行い、特に重要度が高い施策は「重点施策」として詳細に位置づけ、より効果的・効率的に動けるよう整理する。

（７）角田市地域公共交通計画の取りまとめ

以上の検討内容を踏まえ「角田市地域公共交通計画」として取りまとめる。特に市民に対する計画の読みやすさ等に留意し、具体のアクションが中心となるわかりやすいシンプルな構成の計画書を想定する（基礎データ等は資料編で別途整理）。

３．実施スケジュール

　下表の業務工程に沿って進めることを想定する。
なお、打合せ協議や関係主体との個別協議等については、地域公共交通会議の開催時期に応じて工程を見直すとともに、必要に応じて適宜追加で実施を検討する。
　また、計画策定や公共交通の見直し等に際し、**赤線**で示す箇所をコントロールポイントとしながら検討を進め、業務全体を円滑かつ効率的に遂行する。

表　工程表

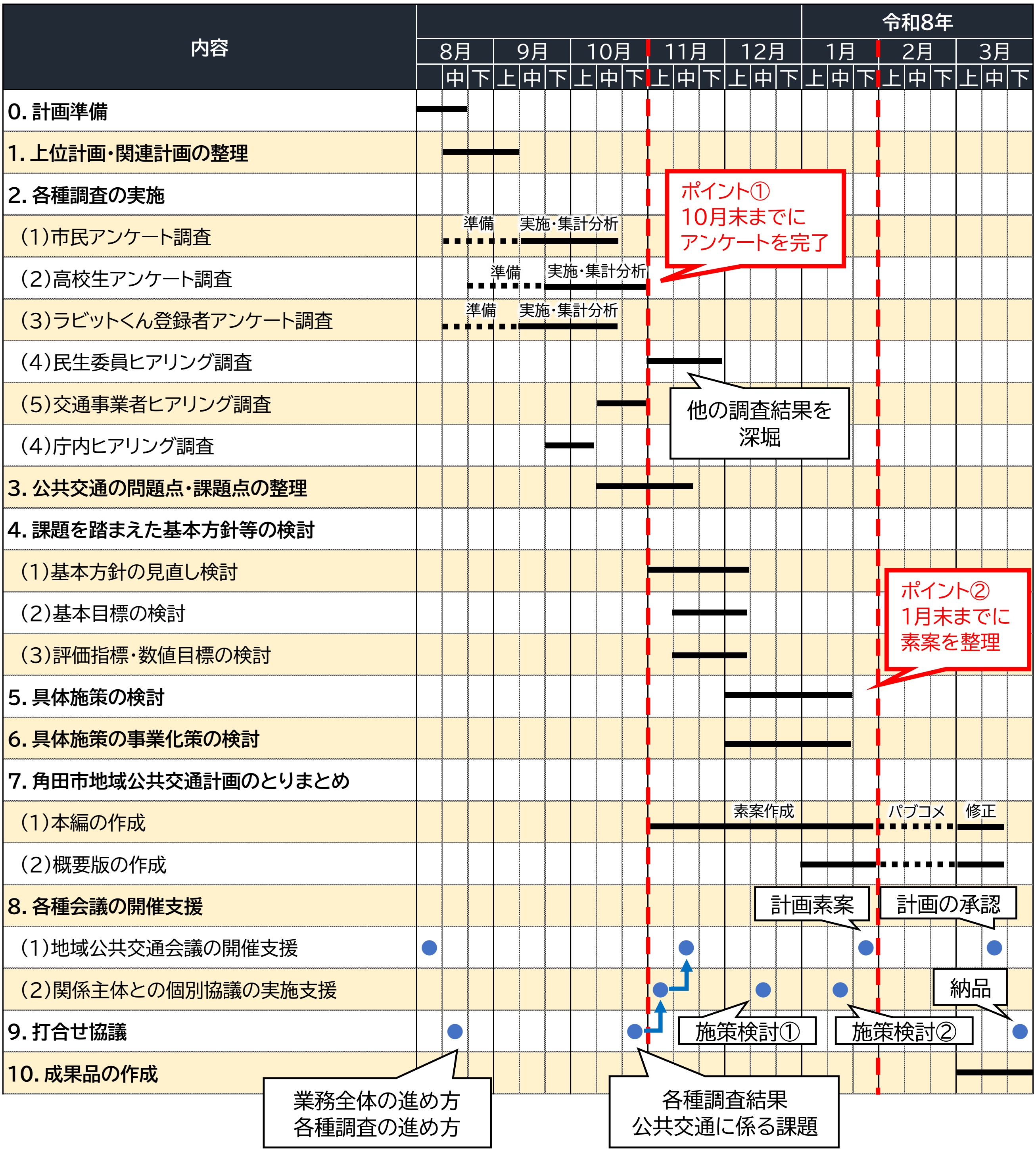

議案第４号

令和７年度　角田市地域公共交通活性化協議会予算（案）

収入予算額	11,072,000	円
支出予算額	11,072,000	円
差 引 残 額	0	円

１　収入

（単位：円）

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘要
１　負担金	8,754,000	1,390,000	7,364,000	角田市より
２　補助金	2,083,000	0	2,083,000	国補助金
３　繰越金	234,355	0	234,355	前年度繰越
４　雑入	645	582	63	利息等
合計	11,072,000	1,390,582	9,681,418	

２　支出

（単位：円）

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘要
１　会議費	185,200	107,000	78,200	協議会委員報償費ほか
２　事務費	23,440	37,000	△13,560	振込手数料ほか
３　事業費	10,857,000	1,236,000	9,621,000	計画策定支援業務委託
４　予備費	6,360	10,000	△3,640	
合計	11,072,000	1,390,582	9,681,418	

角田市地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第１条　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、同法第５条に規定する地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、角田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、宮城県角田市角田字大坊４１番地角田市役所内に置く。

（実施事業）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項

(2)　道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第４９条に規定する自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(3)　地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。

(4)　地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(5)　地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要なこと。

２　乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項については、第１１条で定める運賃協議分科会で協議を行うものとする。

（協議会の委員）

第４条　協議会の委員は、次に掲げる者とする。

(1)　市長

(2)　一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(3)　市民及び利用者の代表

(4)　国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者

(5)　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(6)　鉄道事業者

(7)　道路管理者が指名する者

(8)　角田警察署長が指名する者

(9)　宮城県企画部長が指名する者

(10)　学識経験を有する者

(11)　前各号に掲げるもののほか、会長が協議会の運営上必要と認めた者

（役員）

第５条　協議会に次の役員を置く。

(1)　会長　１名

(2)　副会長　１名

(3)　監事　２名

２　会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（会長及び副会長）

第６条　会長は、第４条第１号に規定する者をもって充て、副会長は委員の互選により選出する。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を総理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委員の任期）

第７条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員のうち行政機関の職員及び団体の役員が交通会議の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

３ 欠員等の事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

５　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

６　会長は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

７　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第９条　協議会及び第１１条で定める運賃協議分科会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第１０条　申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の構成員は、第４条に定める委員のうち会長が指名した者その他協議会が必要と認めた者とする。

３　幹事会は、必要に応じて関係者を招集して意見を聴くことができる。

（運賃協議分科会）

第１１条　一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項について協議を行うため、道路運送法第９条第４項に規定する協議会として、協議会に運賃協議分

科会（以下「分科会」という。）を置く。

２　分科会は、協議会の委員であって、次に掲げる者をもって構成する。

⑴　第４条第１号に掲げる者が指名する者

⑵　第４条第２号に掲げる者のうち当該運賃等を定めようとする者

⑶　第４条第３号に掲げる者のうち第１号に掲げる者が指名する者

⑷　第４条第４号に掲げる者

３　分科会に分科会長を置き、前項第１号に規定する者をもって充てる。

４　分科会の運営その他必要な事項は、分科会長が別に定める。

（合同の協議会の取扱い）

第１２条　他市町村にまたがる乗合旅客運送又は自家用有償旅客運送の取扱いは、関係市町村と調整のうえ、合同の協議会を開催することとする。

（事務局）

第１３条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、角田市総務部まちづくり推進課に置く。

３　事務局に、事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４　前３項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第１４条　協議会の経費は、国及び市等の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１５条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報償費）

第１６条　委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額６，３００円の報償費を支給する。ただし、次に掲げる委員等については、これを支給しないものとする。

⑴　国、県、市の常勤職員

⑵　前号に定めるもののほか、申し出のあった委員等

（協議会の解散等）

第１７条　協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第１８条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規約は、令和７年３月２４日から施行する。